

# 危機管理対策本部会議における決定事項

## ◆緊急事態宣言解除後（10/1以降）における公共施設の利用再開等について

施設名	期間	主な内容
女性センター	10/1（金） ～10/31（日）	○利用制限を設けたうえで再開 ・施設の使用時間（9：00～20：00）
若葉駅前出張所	10/1（金） ～10/31（日）	○業務時間を通常化 ・9：00～17：30 木曜日は9：00～21：00
市民活動推進センター	10/1（金） ～10/31（日）	○利用制限を設けたうえで再開 ・施設の使用時間（9：00～20：00）
富士見市民センター	10/1（金） ～10/31（日）	○利用制限を設けたうえで再開 ・施設の使用時間（9：00～20：00） ・利用団体の制限
大橋市民センター		
西市民センター		
東市民センター		
南市民センター		
北市民センター		
農業交流センター	10/1（金） ～10/31（日）	○利用制限を設けたうえで再開 ・施設の使用時間（9：00～20：00）



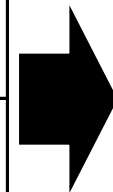
## ◆段階的緩和措置見直し後の施設利用等について

期間	主な内容
11/1（月）～	○利用制限の緩和 ・施設の使用時間（9：00～21：00） ・ホール、図書室利用の制限を一部緩和
11/1（月）～	○変更なし（継続実施）
11/1（月）～	○利用制限の緩和 ・施設の使用時間（9：00～21：00）
11/1（月）～	○利用制限の緩和 ・施設の使用時間（9：00～22：00） ・利用団体の制限を解除 ・集会室の利用制限の緩和
11/1（月）～	○利用制限の緩和 ・施設の使用時間（9：00～22：00） ・農産加工室の利用を8人⇒16人へ

# 危機管理対策本部会議における決定事項

## ◆緊急事態宣言解除後（10/1以降）における公共施設の利用再開等について

施設名	期間	主な内容
脚折児童館	10/1（金） ～10/31（日）	○一部基準を変更したうえで継続開館 ・入館制限を最大30名から50名に変更 ・入館人数制限内でのイベント実施可とする
上広谷児童館		
大橋児童館		
西児童館		
老人福祉センター	10/1（金） ～10/31（日）	○利用制限を設けたうえで再開 ・風呂、施設貸出、サークル活動の制限等
運動公園・近隣公園	10/1（金） ～10/31（日）	○これまでと同様の取り扱い ・新しい生活様式を遵守のうえ開放
中央図書館	10/1（金） ～10/31（日）	○一部時間を変更したうえで継続開館 ・開館時間 中央 9：00～19：00 分室 9：00～17：00 駅前 9：00～20：00 ※中央と駅前の開館時間を延長
図書館分室		
若葉駅前カウンター		
屋外体育施設	10/1（金） ～10/31（日）	○これまでと同様の取り扱い ・運動公園ナイター設備（20：00まで）
屋内体育施設 （海洋センター）	10/1（金） ～10/31（日）	○利用制限を設けたうえで再開 ・利用時間（20：00まで）
市内小中学校	9/27（月）～	○感染症対策を徹底しつつ、通常通りの教育活動を実施



## ◆段階的緩和措置見直し後の施設利用等について

期間	主な内容
11/1（月）～	○利用制限の緩和 ・入館制限を解除 ・イベント実施可とする ・市外在住者の利用を可とする
11/1（月）～	○利用制限の緩和 ・風呂（人数制限）⇒継続 ・サークル活動の制限解除
11/1（月）～	○変更なし
11/1（月）～	○利用制限の緩和 ・開館時間を通常通りとする ・座席数、部屋利用人数を7割程度まで増 ・飲み物のみ可とする
11/1（月）～	○利用制限の緩和 ・運動公園ナイター設備（21：30まで）
11/1（月）～	○利用制限の緩和 ・利用時間（22：00まで）
	○感染症対策を徹底しつつ、通常通りの教育活動を実施（継続実施）